

## 1 開 会

○和山主幹 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第5回岩手県分権推進会議を開会いたします。

本日の会議は小笠原委員、川村委員、多田委員、川窪委員は都合により御欠席です。また、役重委員も急用のため御欠席となっております。なお、相原委員は所用のため、途中からの出席となり、また勝部委員は途中での退席となります。

本日は、熊坂委員から資料の提出がありましたので、配付させていただいております。お手元の資料で不足しているものはございませんでしょうか。

## 2 議 事

### (1) 協議

二重行政解消のための取組について

### (2) 報告

国の地方分権改革の動向について

分権推進ワーキンググループの検討状況について

### (3) その他

和山主幹 それでは、これから議事に入らせていただきますが、会議の設置要綱により知事が座長を務めることとなっておりますので、ここからは座長に議事の進行をお願いいたします。

○達増座長 それでは、議事に入ります。今日の議事の内容でございますが、1つ目は二重行政解消のための取組について、本県の二重行政解決のための取り組み方策などについて御意見を伺うものです。2つ目は、国の地方分権改革の動向について、現在の国における動向について、これは報告するものです。3つ目は、分権推進ワーキンググループの検討結果について、本年度市町村と県の職員を構成員とする4つのワーキンググループの検討状況について中間報告をするものです。

それでは、まず議題1の二重行政解消のための取組について、資料1の各検討部会における検討結果について、各検討部会長等から説明をお願いいたします。

では、順番に地域振興・総務部会をお願いします。

○千田地域振興部副部長 資料1に各部会における二重行政の検討結果でございます。地域振興・総務部会は4ページまでございますが、1つは1の、地域コミュニティ振興、2つ目が三陸鉄道の利用促進、以下定住・交流促進、NPO協働推進と4ページ目の地域防災までございます。この件をご説明させていただきます。これら地域振興・総務部会で検討いたしました事例でございますが、コミュニティについては7月に開催いたしました第4回の事例をもとに検討しております。市町村と県の両者が事務事業を実施していると考えられるという観点で挙げております。三陸鉄道の利用促進については、市町村と県などで協議会を構成しているものでございますし、定住交流から地域防災振興については市町村と県の業者で事務事業を実施していると考えられるものという観点で挙げております。

事例の選定ですけれども、地方分権改革推進委員会第1次勧告で国と地方の役割分担のメルクマールにおける重複型に該当するということで、市町村、県、国がそれぞれ処理するということが許容されている事務を中心に行ってございます。

検討に当たりまして、現状を把握するために部会の委員をお願いしております市や町、県、さらには振興局などそれぞれの事業実施主体に対して、あらかじめ調査をしながら検討を行っております。検討の視点として、表の上、右側にございますが、二重行政による非効率の有無、二重行政の解消のための課題解決策をあらかじめ作成しながら意見を伺ってございます。

それで、共通した意見といたしましては、部会等意見の欄、右上のところの1ページ右上の1つ目の丸と2つ目の丸のところですが、事務の重複などの非効率な状況が生じていると、明確な事例はないと認められるが、目的が異なる行政サービスであっても、受け手が同じ場合には非効率な状況が認識されることも想定されることに留意が必要だという意見がございました。

また、市町村と県が同じ方向を見ながら施策を実施していくことが県民サービスの向上につながるという観点で情報共有しながら連携、協力、協働して取り組むことが大切だという意見もございました。

また、県の補完として市町村職員のスキルアップの支援、広域的な優良事例の情報提供などへの期待もございました。

2ページですが、三陸鉄道関係については、二重行政による非効率は生じていないという整理をしてございます。定住交流促進についてもそれぞれ仕事をしており、非効率は生じていないという認識でございます。

また、NPO協働推進につきましては、二重行政による非効率と考えられるものとしては、セミナーなどの研修会などを市町村や県でそれぞれで開催していることが挙げられます。これについては、重複の可能性も否定できない可能性があり、明確に区分しながら実施していく必要があるのではないかという意見や、あるいは、県と市町村が竹を割ったような形できちっとした整理というのは難しいのではないかという意見もいただいております。

4ページですが、防災関係については、特に二重行政は生じていないという認識でございます。

地域振興・総務関係は以上でございます。

○達増座長 この各部会からの説明の後、資料2、3にある二重行政の解決方策と市町村と県との協議、調整の場の設定ということについて協議をいただく時間を合わせて1時間ほど設けますけれども、この各部会からの報告についても一つ一つ質問、意見をいただいて進めていきたいと思っておりますので、まず地域振興・総務部会の報告について質問、意見などございませんでしょうか。

どうぞ。

○佐々木委員 3ページですが、協働に関する現状について、ちょっと意見を述べさせていただきます。県の皆さんのというか、協働を組むほうの側にちょっと空回りをしているところがあるのではないかと思う部分がございます。それは、例えば協働事業は助成金、補助金などで実施していくわけですが、その中にいつも経費のことを申し上げて申しわけないのですが、認められている人件費というか、事業をしていくために動く人に係る経費というのは、謝金あるいは交通費等で計上することはできますが、企画、報告、それから連絡、調整、そういうことをするNPO団体の人員についての経費というのはないわけなのですね。

それで、NPO団体は大体ほかに生業があって仕事をしていて、それでNPO活動をしているという状況ですけれども、職員の方々、協働を出す側の方々には企画、調整、それから報告を受けるという事務は、業務の中でやっていくわけですが、受ける側のNPO団体はその事務処理の部分というのはNPO団体スタッフのプラスアルファの業務となるわけです。私どもの団体を見ましても、NPO法人として、例えば介護保険なり、指定管理なりの事業を受けて、その中で雇用されている職員がNPO活動、協働事業をする上では、奉仕的な、ボランティア的な部分で時間をつくって対処している現状であるというところを

ある程度把握していただかないと、協働は余り深く進まないのではないかなと思います。

協働事業という広い観点から言えば指定管理にしても、委託事業にしても、住民のためにやっていく事業というとらえ方がありますので、いろんな形で行政と連携をとって進めていくということはNPO団体の重要な役割であるわけです。空回りと感ずるのは、NPOの事務処理能力向上のための研修などが計画されている点です。事務処理能力は十分にあるのですが、その時間がない、そのための人件費は認められていないという現状を認識していただきたく、一言申し上げさせていただきました。

○達増座長 事務局から何かあれば。

○千田地域振興部副部長 研修だけでなくいろいろな活動しやすいような環境づくりという問題提起ということで受けとめましたけれども、そういった環境づくりについても研究しながら考えていきたいと思います。

○達増座長 ほかに質問、意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○達増座長 それでは、次の部会、環境生活部会の報告願います。

○稲葉環境生活部副部長 環境生活部会の検討状況についてご説明を申し上げます。資料の5ページと6ページになります。環境生活部会で検討しました事例は5ページの2 - 消費者保護、2 - 環境教育、そして6ページの2 - 男女共同参画の3事例でございます。

事例の選定に当たりましては、前回の会議で示されました二重行政が想定される分野として例示された3事例とさせていただきました。検討に当たりましては、これまでの部会での議論や検討結果を踏まえまして、事務局で取りまとめた案を委員に示し御意見を伺う方法で進めさせていただきました。

部会での検討結果でございますが、いずれも二重行政による非効率性は特にないということになってございます。消費者保護も環境教育も男女共同参画も普及啓発の役割が非常に大きな分野でございますので、いずれの分野でも県と市町村が連携しながら効率的で効果的な取り組みを進めていくことが必要であるという意見でございました。特に消費者行政につきましては、小規模な市町村の住民は、距離が近すぎて相談しにくいという状況もあるので、広域的な相談窓口は必要であるという意見が出されているところでございます。

二重行政の解決策といたしましては、市町村は地域に密着した施策を推進する、県は市町村の支援や全県的な取り組みを行うという市町村と県の役割分担の実現を進めていくこ

とで二重行政の解消が図れるのではないかと考えているところでございます。二重行政の非効率の面と二重にやることによって効果が上がるという難しい両面がございますので、その連携と調整をしっかりとやっていくということが必要であるということが部会の意見でございました。

以上でございます。

○達増座長 質問、意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○達増座長 それでは、次に保健福祉部会説明お願いいたします。

○野原保健福祉企画室企画担当課長 保健福祉部会は、資料7ページからでございます。保健福祉部会では6つの課題を抽出させていただきました。これらの選定に当たりましては、前回第4回の推進会議でのご議論を踏まえまして、保健福祉関係の主な法令が25ございますが、国、都道府県、市町村の役割を再整理して、未分化な部分があるかどうかという視点で6つ課題を抽出し、事務方で課題の抽出と解決策のたたき台をお示しし、各検討部会委員から御意見をいただいたものでございます。時間の関係もございますので、要点のみご説明させていただきます。

まず、7ページ、最初に地域保健の分野でございます。こちらにつきましては、保健サービスについて市町村と都道府県間で、保健所の事務に二重行政があるのではないかとという視点でございます。これについて、いただきました御意見は白丸が解決策等の御意見があるもの、黒丸がまだまだ課題があるのではないかとといった視点の意見でございます。こちら対人保健業務については市町村に移譲できるのではないかとという意見があった一方で、専門的な業務につきましては都道府県にも一定の役割が残っているのではないかとといった意見がございます。

次に、8ページにまいりまして3 - 医療保険でございますが、この事務内容につきましては国、県で類似の交付金制度を有しており、この部分が二重行政、いわゆる非効率になっているのではないかとというものでございます。こちらにつきましては、部会での意見はおおむね重複、非効率であり、避けるべきという内容でございました。

次に、母子保健の3 - の分野は、市町村が新生児訪問、乳幼児の保健指導をしているわけでございますが、保健所が未熟児の訪問指導を行っており、この部分が少し二重行政になっているのではないかとということでございます。こちら、やはり最初の地域保健の分野と同じで、市町村でもできるのではないかとといった意見がある一方で、やはり専門的

な部分は都道府県に残るのではないかという御意見もございます。

次に、引き続きまして9ページでございます。3 - 地域福祉で民生委員の関係するものにつきましては、市町村に設置された民生委員の推薦会で審査された後に、県に設置された社会福祉審議会の御意見を聞いて国に推薦をするという形で、推薦の手續が二重になっているというものでございます。こちらにつきましては、おおむねこの課題については解決すべきという形での部会での御意見いただいております。なお、この点につきましては、国に対しても既に提言申し上げている課題でございます。

次、10ページの介護保険、老人福祉の分野でございます。介護老人福祉施設の指定権限と老人福祉施設の認可等につきまして、定員29人以下の場合に市町村と都道府県で役割が少し重複している部分、二重になっている部分があるというようなものでございます。こちら両方の視点から御意見をいただいております。市町村で一本化してできるのではないかというような御意見と、審査基準や指導方針等については、県が責任持ってやるべきといったような御意見もございました。

続きまして、11ページの児童福祉では、小児慢性特定疾患治療研究事業等、これは小児の慢性の疾患に対する保健指導の業務でございます。こちら市町村と県で二重の部分があるのではないかというもので、母子保健、地域保健と同様で身近な市町村ができるという御意見と、やはり専門的な部分は県が担うべきではないかという御意見を2種類いただいております。

6点の課題について、全体的な意見の集約が図られた課題は2つございましたが、そのほかの課題についてはさまざま御意見をいただいたということでございます。保健福祉部会については以上でございます。

○達増座長 質問、意見、ございませんでしょうか。

どうぞ。

○平木委員 民生委員のところですが、先ほどのご説明のように国の地方分権改革推進委員会でも支障事例ということで提出されて、議論されておりました。この部会等の意見の2番目のなお書きのところですが、大臣委嘱とすることが民生委員のやりがいの観点から不可欠とありますけれども、これは本当なのでしょうか。地方分権改革推進委員会がこの話が出たときに丹羽委員長がしょっちゅうくるくるかわる大臣よりも、住民から直接選ばれて4年間きちっとやる市町村長のほうがよほど価値があるではないかという趣旨のことを言っておられたのを思い出しますが、本当に民生委員のやりがいの観点から（大臣委嘱

が) 不可欠ととらえていいのでしょうか、どうなのでしょう。

○達増座長 お答えお願いいたします。

○野原保健福祉企画室企画担当課長 委員ご指摘のとりのこの点についてはさまざま御意見があると私ども承っております。知事の権限であるとか、市町村の委嘱でもいいのではないかという御意見もある一方、2つ目の丸のところにございますように、民生委員の委嘱につきましては、地域によってはなかなか苦労しているといいますが、いろいろお願いしている事情もございますので、このような国からの委嘱という形がやりがいといいますが、そういったのに結びついているのではないかという御意見も一方であるのも事実でございます。そういった意味で、こういう意見があるという形でまとめさせていただいたところでございます。

○達増座長 ほかに質問、意見ございませんでしょうか。

どうぞ。

○小野委員 児童福祉についてなのですけれども、例えば児童相談所の機能がかなり簡素化されてきている、障害児関係で言わせてもらいますとおおむね療育相談とか、あとは事務的な窓口業務が主軸になってきているということで、例えば児童にかかわる療育手帳の発行は今の段階ではどうなりますか。

○達増座長 お答えいたします。

○野原保健福祉企画室企画担当課長 今きちっと整理しておりませんので、後ほどこちらの点、事務的にどうなっているかきちっと整理をさせていただいてご報告申し上げます。

(補足) 児童相談所においては、知的障害児の療育手帳の判定等を行っておりますが、申請及び交付については、各市町村の窓口で行うという形態でございます。判定のための書類は、市町村から振興局、振興局から児童相談所に送られることになっておりまして、これらの手続きはこれまでと同様であり、必ずしも機能低下になっているとは考えておりません。

また、児童相談所は、児童虐待対応等で児童福祉司を増員しており、機能はむしろ向上しているのではないかと考えているところでございます。

○達増座長 そうしてください。

ほかに質問、意見ございませんでしょうか。

どうぞ。

○北村委員 3つのご報告全般にかかわることですけれども、事務局では部会等でご議論なさったエッセンスだけが凝縮して書いていますので、実際どういことを念頭に置かれたかということをお披露賜れればと思うのですが、非効率、効率という言葉の中で、どうい場合であれば非効率に落ちて、どうい場合ならば効率的に落ちるのか、そのご判断に当たってどのようなことを念頭に置かれたのか、ちょっとこの資料だけでは推察しかねますものですから、部会の議論の状況を踏まえて若干御紹介賜ればと思います。

○達増座長 お願いします。

○千田地域振興部副部長 地域振興・総務関係ですが、どうい場合が非効率かということについては、例えばNPO関係で市町村が行っている仕事、研修会とか、NPOに携わる方々のいろいろなノウハウの向上とか、そういったことについて市町村でも行っており、県でも振興局あるいは県本庁でも行ったりしている。そういったことがサービスの受け手、県民の側から見ればいろいろなルートでやっていただくことはいいのですけれども、限られたリソースと申しますか、経費なり人的なもの、そういったものの最適な組み合わせをしていくのに県や市町村が一緒になって同じようなことをやっていくのが本当にいいのだろうかという観点での議論が二重行政を検討する際にあったということでございます。

○達増座長 では。

○北村委員 二重行政イコール非効率のように聞こえたものから、そういうことでもないのではないかと申すのが発言の趣旨です。

○千田地域振興部副部長 それはそのとおりで、皆さん住民代表の方とか、NPO代表の方とか、役場の方、いろいろの立場の方が来てお話をする中で、きちんと市町村と県の行うことを切り分けて完全に同じようなことをしないような仕掛けのほうがいいのだという仕事の分野もあるかもしれないけれども、例えばNPOの連携、協働といったようなものについては、そこを厳格に分けるといってではなくて、それぞれの機能に応じた形あるいはエリアに応じた形でやっていくということで、緩やかな重複というのはいって差し支えないのではないかと申すのでございます。

○達増座長 では、非効率がない環境生活。

○稲葉環境生活部副部長 環境生活部が所管しております業務の中身は、意識啓発のようなものが中心ですので、5ページの資料の消費者保護のところの部会等の意見という欄の



丸の最初に書いてありますが、ここに意味ある二重行政という表現がございます。必要な二重行政もある。ただ、同じように相談業務を市町村でも、県でも行うと相談という行為は同じ行為なので、そこは二重にやっていてどちらか一方でいいのではないかとこのところもでございますけれども、窓口はたくさんあったほうがいいと、広域的な窓口も必要だと、規模が小さければ近すぎてかえって相談しにくいということもあるので、違う窓口も欲しいのではないかとこの意見もございまして、住民サービスという意味からはそういうところが複数あったほうがいいという分野もございまして、そういう意味で、一見、二重行政かもしれませんが、それは必要だという意見もございまして、環境生活部の業務全般につきましてはそのような形で当面、県も市町村もそれぞれ連携しながら意識啓発をしていくことが必要ではないかというのが部会の意見でございました。

○野原保健福祉企画室企画担当課長 保健福祉部会でございます。当部会におきましては、前回当会議で二重行政とは何か、また、二重行政はなぜ問題なのかなどについてご議論いただいておりますのでその資料をもとに議論をスタートしたところでございます。また、いただいた意見につきましては、必ずしも二重行政イコール非効率という視点での御意見ではなく、県と市町村が両方やってもいいのではないかとこの視点での御意見もいただいたと考えてございます。

○達増座長 北村委員、よろしいでしょうか。

ほかに質問、意見ありますか。

(「なし」の声あり)

○達増座長 では、次の商工労働観光部会、お願いします。

○八重樫商工企画室管理担当課長 商工労働観光部会でございます。

部会におきましては、まず県と市町村との件につきましては、ものづくり産業、観光産業の振興、労働雇用対策等、商工労働観光分野については市町村のみが役割を担うということは困難であり、市町村と県、それから商工会議所、商工会などの産業振興支援機関が連携しながら広域的な取り組みを行っていくことが必要だという意見が出されまして、特に県と市町村との二重行政の指摘といったものは出されていないところでございます。

なお、県と国による二重行政という点につきましては指摘もございまして、労働基準行政、それから雇用均等行政、職業安定行政に関する県への移譲につきましては、既に本年国への制度改正等の提言を地方分権改革推進委員会の委員長あて知事から提言書を出しているということでございます。

以上です。

○達増座長 質問、意見などありませんか。

(「なし」の声あり)

○達増座長 では、次に農林水産部会。

○小田島農林水産部副部長 農林水産部会でございます。2点記述をさせていただいているところがございます。まず、上段でございますが、農林水産業は地域経済の発展を支える産業として確立していくためには、市町村と県が連携を強化していく中で適切に役割分担しながら農林水産業の振興をする施策を展開していく必要があると認識しているところでございます。

前回の本会議で二重行政の例として4点出されてございます。そのうち地産地消、グリーンツーリズムにつきましては今申し述べましたような考え方に基きまして、市町村と県が役割分担を明確にしながら取り組んでいるところがございます。したがって、県、市町村の一体的な取り組みの推進によって、より効果的な施策の展開が図られるものと考えてございます。

それから、同じく前回二重行政の例示とされていた土地改良事業のように本県の農林水産行政における事務の権限については、法令等により市町村と県の役割が明確化されているものがございます。こういうものにつきましては、重大な支障あるいは非効率が生じていないと認識しているところでございます。

それから、農地転用許可についてでございます。これは下段のほうに記述をさせていただいておりますが、本分権推進委員会からも問題提起を頂いております。一定規模以上の許可権限が国にあるということで、協議の回答あるいは許可までに時間を要するということが指摘を受けてございます。国の許可権限の県への全面的な移譲について制度改正等の提言を既に行っているところでございます。

これにつきましては、国におきましても本年中を目処に農業振興地域、それから農地制度の改革を行うところございまして、県といたしましてはこの見直しに併せまして、県と市町村の事務のあり方について考えてまいりたいと思っているところでございます。

このようなことから、今回は部会と部会の委員の方々から意見等はいただいているところでございますが、今後におきましても権限移譲等推進計画の着実な推進を図るとともに、現在、国において検討しております第2期地方分権改革に対しても地方の自立を高める観点から取り組むなど、適時適切に対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○達増座長 質問、意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○達増座長 では、次は県土整備部会をお願いします。

○松川県土整備部副部長 県土整備部会からご報告申し上げます。

資料の12ページでございます。道路、河川、港湾等のいわゆる公物管理に係る事務についてでございますけれども、ご案内のとおり大半のものが法的に明確化されておりまして、国土の保全あるいは国民経済を支える基盤の整備、管理を適切に行うという観点から市町村、県、国の役割分担を考えていく必要があると思っております。道路、河川、砂防、海岸分野については現行の位置づけに基づく役割分担が適当であるというのが部会の基本的な考えでございます。

また、今回、その二重行政として、特に問題となっている事例はないかどうか、検討部会で検討しましたけれども、それらの事例はないということでございました。

以上でございます。

○達増座長 質問、意見ございませんでしょうか。

はい。

○小原委員 都市計画の分野は入ってこないのですか、公物管理とか、あるいは道路、河川、砂防、海岸分野について検討されたのでございますか。

○達増座長 お答えをお願いします。

○松川県土整備部副部長 今回は二重行政ということを中心に検討させていただきました。

都市計画に係る分野につきましては、前回御意見をいただいたところでございますが、県が広域的な点からいろいろ関与させていただく部分については、これは残していくべきではないかというのが私ども県の基本的な考え方でございます。ただ、今回の地方分権改革推進委員会の中では、都市計画分野についてはかなりの部分の提言がございまして、政府においてはそれを盛り込んだ形で改革を進めていくというようなことが示されておるところでございます。

○達増座長 ほかに質問、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

○達増座長 では、教育部会をお願いします。

○千葉教育委員会事務局企画担当主任主査 教育部会でございます。まず、指導主事や教育事務所のあり方についてでございますが、教育委員会の必置規制や小中学校に対する県と市町村との役割分担といった議論の中で、あるべき姿が見えてくると考えておりまして、教育事務所の存廃自体を含め市町村ともよく相談をさせていただきながら検討を進めてまいりたいと考えております。

また、県費負担教職員の人事権についてであります。人事権、学級編制、教職員定数とともに給与負担やこれに伴う財源手当てなども含め、一体不可分として市町村に移譲すべきであると考えておりますが、本県の広大な面積を考慮いたしますと、広域人事の仕組みを整備するなど所要の条件整備もあわせて検討する必要があると考えております。

こうした小中学校の教職員の人事権につきましては、国レベルでは中核市に対する移譲が検討されておりまして、市町村が責任を持って教職員の採用や服務、人事異動などを行うことができるよう必要な財源措置も含めて国に対して提言していきたいと考えております。

○達増座長 質問、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

○達増座長 では、次に未然防止策の検討ということで、稲葉委員。

○稲葉委員 我々市町村も二重行政、解消すべきことはもう思い切って解消して、住民のための利益に寄与するように頑張っていきたいと思っています。

県土整備部は役割が明確であって何も問題がないというのですけれども、建設や、インフラ整備はともかくとして、除雪等は前から出ています。うちにも一番雪が降るところに、国土交通省の立派な除雪ステーションがあり、隣にうちの町のみすぼらしいステーションがあり、それぞれ管理の面では色のついた路線を専らやるということで、そのほかにも県道もあるわけで、場所によっては一筆書きに行ったほうがはるかに国民、住民のためになるのではないかということもございます。ですから、そういう小さなことでも取り上げていくべきだろうと思います。

逆に二重行政のままのほうがいいといたしますか、多様性が求められる分野もございません。価値観といたしますか、理念が違ってどの方向に進むかということで今一気にまとめないほうがいいということの中で複数の路線があったほうがいいことがあります。

環境分野でございまして、生活ごみ、その中の可燃物の処理について大きな2つの流れがございます。これは都市型は可燃物は減らない。可燃物を燃すとダイオキシンが出る。ダ

イオキシンを防ぐには大型化せざるを得ない。これは国の方針ですね、100トン以上、24時間、365日の運転でなければダイオキシンを減らせないということで、国の補助を受けて県でも広域化を進められております。また、市町村でもそういうことであれば金かかるから、ごみの有料化せざるを得ないということで動いているところもございます。これは、どちらかというと都市型です。逆に農村部では、今の時代背景をもとにして、生ごみだって資源ではないか、太陽エネルギーの塊だということで、生ごみもきれいに分別して、全てこれをバイオガスにしてガスを取って、石油のかわりに使っています。副産物も、これは液肥であれ、固体の肥料であれ、肥料でございます。その肥料も今は倍に上がるということでございまして、そういう地域循環をきっちりやったほうが農村らしくていいのではないかと、全く価値観が違うのですよね。

そういう中で、我々も対応せざるを得ないという状況の中で、でもまず価値観をどちらかに強要はできないだろうと考えます。特に循環型はやれるところとやれないところがある。ごみの分別、資源がうまく回せないところもありますし、そこまで決断がいていないところもある。そこを巻き込んで広域的にやれるかということになると、また時間がかかる。かといってそうでないほうに巻き込まれていっていいのかという難しい局面もあるわけです。そういう場合は、まず二重行政というのですか、大多数は国の言うとおりに余り分別しないで生ごみも油かけて燃して、CO<sub>2</sub>も増やしていくしかないというふうに進んでもいいでしょう、それしかできないということであれば。逆に、小さくてももったいない精神でやろうということに進む道もあろうかと思えます。そういう場合は少々二重行政的になりますが、仕方がないのかなという感じもありますので、これはケース・バイ・ケースではなかろうかと思えます。ですから、さまざま検討する場合にやってもいいものというのは大体同じパターンで、処理方法も決まっています、そんなに理念も違わないし、やったほうがコスト的にはるかにいいというものはどんどん二重行政を解消したほうがいいと思います。そうではなくて、今後の我々の生き方にも大きくかかわってくるようなもので、簡単にまとまらないものは多様性をもって、二重というよりも多様性を残しておいて進めたほうがいいものもあるのかなという、感想を持っております。

以上でございます。

○達増座長 主としては意見であるかと思えますけれども、何か事務局からあれば。

○松川県土整備部副部長 県土整備部でございます。除雪のお話が出ましたので、それについて状況をお知らせ申し上げたいと思います。

県土整備検討部会で、この二重行政について事例がないとしていることについてでございますけれども、これについては、いわゆる責任が明確になっているということで、その責任が不明確なるがゆえに両方で手をかけているとか、あるいは両方とも手を出さないという事例は見当たらなかったという内容でございます。

除雪につきましては、特に今ごろの時期でございますけれども、県はそれぞれ管内の市町村の皆様と除雪計画について共有しながら除雪を進めている状況でございます。一部市町村とは、先ほどお話のありました連携除雪というものを始めております。盛岡市、花巻市、北上市、矢巾町、西和賀町、こういったところでは一部の市町村道と連携除雪を行ってきておりまして、こういった取組を広げまして、お互いに力を合わせた効率的な取組を進めてまいりたいと考えております。

○達増座長 どうぞ。

○小野委員 今の稲葉町長のお話で除雪の話がありまして、二重行政で責任の不明確なところはないというところでお話されているのですけれども、後で出てくる政策調整会議の中で、今日の新聞には明らかに道路の維持管理は効率化が問題ということで公表になっているのですけれども、その点県側として公表している部分と今ここで話されていることが食い違っているのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○達増座長 では、県土整備部

○松川県土整備部副部長 今日の記事については、地域振興部からお話があるだろうと思います。

いわゆる道路行政、道路維持の関係でございますけれども、道路は道路なのだけけれども、国道、県道、市町村道ということで役割分担はきちっとされています。県は県道あるいは県管理の国道があるわけでございますが、そのこのところのやるべき部分は明確になっておりますので、その部分を例えば市町村もやるとか、国もやるとか、そういった意味の二重行政というのではないということです。ただ、道路の管理を国、県、市町村がある意味分担をして小分けをしてやっていること、それ自体を二重行政というとらえ方、前回の会議でも二重行政の定義というのが明確になっていないということがございましたけれども、そういったとらえ方の違いではないかと考えております。

○達増座長 新聞記事の関係、何か補足ありますか。

○千田地域振興部副部長 先ほどの道路の維持管理に代表される例でございますけれども、国の地方分権改革推進委員会で二重行政という位置づけで取り上げている例としてそ

ういうものがありますということを受けて、こういったものもひとつの見方をすれば二重行政ということになってくる例であるという意味で挙げたものでございます。

○達増座長 ほかに質問、意見ありますか。

○熊坂委員 それぞれの各部会における二重行政の検討結果については、報告は理解をいたしました。しかし、個人的には本当にはないと言い切れるのかなというところも若干あります。そこで各部会からの課題と解決策あるいは部会等の意見を見ますと基本的な結果といたしまして、市町村との協議ということをやっておりますので、ここに帰結するのではないかなと思っています。

そういったときに法令上、今日、皆さんにお配りしました議事の論点の1番目のところにお目通しいただきたいと思うのですが、結果的に、法令上事務権限が県、市町村のいずれにも属していない。県、市町村それぞれが処理することは許容されているということが私は二重行政だと思っておりますので、そういったときにお願いとすれば補完性の原理あるいは近接性の原理で市町村優先の原則に従って見直していただきたいと思っております。

それから、これは現在の検証であって、これからは、例えば国の新たな法律ができたり、そうしたときには未然に防止するというで十分に協議することにより、二重行政にならないようにしていくことが大切だと思っています。そういったときに、このこともやはり市町村との協議ということが大変大事になっていくと思いますので、これから次の議題になるかと思うのですが、その意味で協議、調整の場が必要だということは、これはもう論をまたないと思っています。

そういった中で、やはり問題になってくるのはどちらがやるにしても財政的な裏づけの問題が非常に大きなものになってくると思っています。その線引きをする上ですね、区分けをした上で財政的な問題が大きな議論になってくるかと思っておりますので、この協議、調整の場ということ、今日の岩手日報の1面トップの記事も恐らくそういったことだったと思うのですが、そういう場の調整ということが非常に必要になると思いますし、またその中でどういうことをお互いに話し合うかということとはとても大事になるかと思っています。

そういう意味で、検証は検証として、これはこれで部会が出したことから尊重するといったしまして、それでは具体的に出了課題について、これからどういう解決かということで、やはり各部会が言っていますように市町村との協議ということがこれからの焦点に

なってくるのかなと思いました。

○達増座長 はい。

○藤尾委員 二重行政について、各部会からいろいろ報告いただきました。それから、熊坂委員からも、今後こういった協議、調整の場が必要だという提案については賛同するといった趣旨のお話をいただきました。

実は、この検討部会の報告をいろいろと聞いてみておわかりだと思うのですが、市町村職員、県の職員だけで二重行政を検討するのは、やはり限界があると思っています。先ほど北村委員からも効率的か非効率か、その基準はどうかといった問いかけがありましたが、例えば消費者相談業務について、サービスを受ける側からすれば相談する機会は数あっていいのではないかということで、意味ある二重行政は許されるという話をしていますが、それはお金が絡むことです。したがって、例えば、市町村は市町村で、県は県でそれぞれ消費生活相談をする場合、果たしてそれまでのデータベースの蓄積がそれぞれ相互に融通し合って活用されているのか、効率よく相談体制として運営されているのかということまで踏み込んだ評価が必要だと思うのですけれども、そこまでの検証というのは残念ながら部会ではありませんでした。

それから、もう一つ、国でも学校を対象に環境教育というのをやっています。国家というものが北上川などをフィールドにしながら、小学校を対象に環境教育やっています。これはこれでサービスの受け手の側からすれば何も反対することではないのです。しかし、国の役割として、本来は市町村などの身近なところでやったほうがいい業務を引き続き国がやるということに対して、単に機会が多いからいいのだということにはならないと私は思うのです。それほど財源的に余裕があるわけではないのです。財源というのは限られていますから、いかに効率的に使うか、そういった環境教育の効果の面でどこが担うのかという切り口で考えていけば、二重行政という言葉にとらわれずとも、やっぱり常識的に考えておかしいのです。このような二重行政の解決を検討部会だけの検討にゆだねることはできないのだと思います。二重行政の問題意識を一番持って日ごろ活動しているのは市町村ですから、現場に近い市町村と一緒に、そういう問題を一つ一つメスを入れていくということが必要だと思うのです。

検討部会では大変熱心に検討していただいたのですが、こういう検討の進め方では非常に難しい場合があるということを示してくれたところに意義があるといえれば意義があったと考えました。ここは謙虚に反省をして、次なる調整の場を効率よく効率的に動かしてい



くというところに結びつけるべきだと思います。

○達増座長 ほかに質問、意見ございませんか。

○熊坂委員 ただいまの藤尾委員のお話は、私がちょっと言葉足りなかったところがありまして、それを補足していただいたと思っています。私もそのように思っています。確かに国もやって、県もやって、市町村もやって、それは一見いいことのように、どちらも役に立っているからいいのではないかということですが、それを言うともこの議論は非常に難しいものになってしまいますので、やはり基本に立ち返って二重行政は財源ということを考えると、それはどこがやるべきで、1つでいいと私は思うのです。そういうことの議論が大切なのではないかなと思いました。

ですから、この部会の報告について若干の疑問があるということを示したのですが、これも、これはこれで部会のまとめですから、大切に私も尊重いたしますけれども、そういう基本的な市町村との議論ですね、そのところが若干足りないのかなと思っております。このメンバーにはもちろん市町村も入っているとは思いますが、そういう視点も大事なのかなと思って藤尾委員には補足していただきましてありがとうございました。

○達増座長 ほかに質問、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

○達増座長 それでは、部会報告の2、未然防止策の検討について地域振興・総務部会。

○千田地域振興部副部長 コミュニティー関係については、市町村が基本的に担うべき分野と考えておりますけれども、こういった市町村の意向を十分斟酌しながらプランニングして実施をしていかなければならないなと思っておりますし、NPOの協働推進についても県では意識啓発あるいはNPOなど、広域的な活動を行う団体の支援を行う。そうした役割分担をきちんとしながら市町村と連携、情報共有をしながら取り組んでいかなければいけないなと考えてございます。

また、定住、交流促進については、それぞれモデルあるいはパートナーとなる市町村と連携をしながら取り組んでいく必要があるという考えでありますし、また地域防災振興については、それぞれ役割分担に基づきながら、こうした市町村の主体的な取組を尊重しながら取り組んでいくということ、また、三陸鉄道については、県、市町村あるいは民間、そういったところが連携、調整を図りながら取り組んでいくということで、関係者との意見交換を密にしながら取り組んでいくということが大切だと考えてございます。

○達増座長 次、環境生活部会。

○稲葉環境生活部副部長 先ほど言ったこととも重複しますが、丸の「したがって」の一番下のところに書いてあるのが結論でございます。二重行政で支障が生じるという面もございますが、それによって効果が生まれるというところもございますので、この2つの観点を考慮しながらできるだけ非効率にならずに、さらに効果が生まれるように市町村と連携し、あるいは業務などは調整できるところは調整していくという形が望ましいのではないかという意見でございます。

○達増座長 この2、未然防止策の検討については、このまま資料2、二重行政の解決方策、資料3、市町村と県の「協議・調整の場」の設定のほうに入っていきますので、こちらの説明をお願いします。

○千田地域振興部副部長 それでは、資料の2からご説明させていただきます。役割分担の二重行政の解決方策の案ということで、初めに役割分担の類型別の検討でございますが、前回の4回の会議でも資料として重複型、分担型の区分けで二重行政のタイプを分けてございまして、今回は、こうしたタイプごとに分けて検討してございます。

それで、次の二重行政に関するこの主な課題。重複型については事務権限が一つの主体に決まっていなくて市町村、県、国がそれぞれ重複するような形で処理することが許容されているというタイプですし、分担型については、法令上規模の大きさ、事務権限の対象範囲等によって市町村、県、国が一定の役割で分担しているというそれぞれの区分でございます。

それで、課題ですが、左側の「行政の視点」を見ますと簡素で効率的な行政サービスを提供するという要請がございますので、市町村と県が二重に人あるいは財源を投資しているということはどうなのだろうかと。それで、行政サービスの供給量が調整されずに過剰になるのではないだろうかと、先ほど藤尾委員からもお話がございましたような視点がございまして、また、住民の目から見ますと利便性の向上あるいは簡素化の観点ということから身近な主体が実施することにより利便性の向上を図る、あるいは時間をかけないでやるという課題があるかと考えております。

検討部会の意見ですが、重複型については市町村と県の役割が明確に区分けできない事業があるのではないだろうかとということでNPOの協働推進や環境教育などがそういう例になるのではないのかなと。また、市町村と県が互いの業務を確認しながら連携、協働し、効率的にサービスを提供したらいいのではないかというものについては、コミュニティの振興であるとか、定住、交流促進とかが該当するのではないかと。また、市町村が担うこと

が適当な場合でも、県は、広域的な事例紹介など専門的な分野を担う、あるいは市町村を支援、補完する役割が期待される分野については地域防災振興や消費者保護が該当するのではないかという意見が検討部会からございましたし、右側のほうの「分担型」については、法令により市町村と県、国の役割が区分されて、サービスを複数の主体が提供するというのは非効率なのではないだろうか。例えば、母子保健法による母子保健、児童福祉法による小児慢性疾患の治療患者研究事業、そういったものがあるのではないかと。

また、住民の近くでサービスを提供することが法令上認められていない、あるいは、制限されていないものについては地域保健法による保健所の設置などがあるのではないかといった意見が検討部会の中ございました。

また、解決の方法といたしまして、左側の「重複型」の関係では、市町村優先の原則、補完性の原理に基づく事務事業の協議、調整を行って、役割分担を明確化しましょうとか、あるいは市町村、県双方が予算、施策の評価で自己点検を実施して二重行政を未然に防止することができるのではないかと、県による市町村の規模、体制に応じた支援、補完、協議、適切な調整を行って、協働、連携を図っていくといったことが考えられます。

また、分担型の解決方向、右側のほうでございますが、国は本来の役割の外交、防衛、通貨、司法といったようなところに限定して国と地方の役割分担をきちんと見直しましょうとか、補助、負担金を縮小、廃止して、地方の実情に応じて、裁量権が発揮できるよう見直しをする。地域の実態に応じた効果的、効率的な住民サービスを提供するとか、地方の自由度を高める法体系への転換、そういったことから国から地方への権限移譲を進め、補助、負担金の見直しによる市町村、県の裁量権を発揮していくことにつなげていくといったことが解決の方向として考えられるのではないかと考えております。

今後の取組の視点ですが、下のところ、左側からですが、役割分担については、国は、本来の業務に特化する。県は、市町村優先の原則から、本来住民の近くで市町村が担うべき分野までサービスを提供していないか、見直しの余地があるのではないかとということ。また、市町村と県の役割分担を整理しても市町村又は県のみが担うことが困難なグレーゾーン、先ほど二重行政というのは本当に悪いことだけなのかということもございましたが、そういうグレーゾーンが残るのではないだろうか、こういったことも踏まえながら取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。事務事業の把握について、市町村と県がそれぞれきちんとお互いの事務事業を掌握していない段階では、常に二重行政が起きるおそれがあるのではないかと。また、県が市町村の補完を行っていくには市町村の事務事



ころがございますが、ステップ2として、この上記仕分けに基づいて県が担うもの、市町村が担うもの、どちらもやめる、どちらもやる、そういった検討をしてみてもどうかと考えています。ステップ3として、評価と見直しを行いながら、次の年度への事務事業の反映をしていく、定期的な点検、見直しで地域の行政サービスを最適化していくといった取組をしようと考えております。

成果の活用については、左下に書いてございますが、こういった連絡調整、協議調整の場を活用して、事務事業の重複の回避、役割分担の明確化、適切な連携協働などを図ることができる。それで、行政サービスの効率化あるいは財源、人材を活用して、県においては、市町村の行財政基盤の強化の支援を行う、産業振興を推進することによって、県による市町村の支援を行っていく、そういった課題に集中して活用できるのではないだろうかと考えております。

最後になりますが、1つは市町村と県の連携、協働のあり方、2つ目は県による市町村の支援、補完のあり方、3つ目は市町村と県の協議、調整の場の運営方法、こういった観点について委員の皆様の御意見を伺いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○達増座長 この二重行政の解決方策と市町村と県の協議、調整の場の設定ということでございますが、これらについて質問、意見等いただきたいと思っております。

お願いします、熊坂委員から。

○熊坂委員 今回、県と市町村の協議、調整の場を設定していただくということは、本当に素晴らしいことだと思います。今日の事前にいただいた資料、そして今日の岩手日報紙上を読みまして、1つ疑問を感じたことがあります。それは私がお配りいたしました論点の2番目のところの真ん中ですけれども、県と市の二重行政、重複型の解消の協議、調整について、広域振興局単位で行うことに非常に疑問を感じております。なぜならば、県と市町村の二重行政となっている事務事業につきましては市町村ごと、あるいは地域、あるいは振興局、あるいは広域振興圏と言ってもいいかもしれませんが、その市町村ごと、地域ごとの個別の事情ではなくて、法律上あるいは制度上、県と市町村の役割や責務が不明確であるがゆえに二重行政となっているのでありまして、4つの広域振興局単位で類似の調整を行うことは人員と時間の浪費に結びつくと思っております。だから、県と市町村の二重行政に関する協議については、広域振興局単位ではなく、全県単位で統一的に行われるべきであると考えます。もちろんそのほかの連携、協働等につきましては、広域

振興局の中で十分に調整が行われるということは、それは当然であります、二重行政ということにつきましてはそのような疑問を感じております。

見解をお聞きしたいと思います。

○達増座長 答弁をお願いします。

○千田地域振興部副部長 協議、調整の場は結構だけれども、広域振興局という単位ではなくて、県全体でやるべきだという御意見と承知いたしました、我々が心配しておりますのは、二重行政といったときにどういう非効率が発生しているかということ、それぞれ市町村の具体的な話、現場を知らないと、個々の市町村の事情を見ないとなかなか切り込んで入っていけないのではないかなという観点の一つ。また政策調整会議、連絡調整会議といったような調整組織を設置して協議していくとことで、徐々に二重行政のマイナスの面は解消される期待もあるのですが、最終的には市町村と県の政策が調和して相乗的な効果を上げていくということを目指して考えております。

それで、当面でございますけれども、広域振興局、今は1カ所しかございませんので、その現在ある県南広域振興局を取り上げて、そこでモデル的に協議、調整の方向など検証して22年度以降につなげていければいいと考えて、このように広域振興局でやることを考えてみた次第でございます。

○熊坂委員 今の説明はよくわかりません。なぜならば、私が言ったのは県と市町村の二重行政となっているのは、市町村とか振興局とか、そういう地域事情でなっているのではなくて、制度上とか、法律上なっているのであって、広域振興局であれば1カ所だけでそれを全部にやるということでしょうか、モデル的ということであれば。ですから、県と直接最初からやるべきだと思うのです。二重行政というのは、そういう定義でもって私はこの会議に臨んでいると思いましたが。もちろん地域の事情はあります。いろんなものが出てくるでしょう。しかし、それはどこでも同じバックグラウンドで出ているのであって、地域だから出ているのではないのですよ、二重行政というのは。だから、広域振興局単位でやるということは、それもし4つでやったとすれば、同じことをもう一回やることになるので、初めから全県、要するに、これは県と市町村の問題なので、全県単位にやらなければ非常に時間と労力の無駄につながると思いますけれども。

○達増座長 答弁願います。

○千田地域振興部副部長 現時点では、市町村の業務を一つ一つ洗い直していくときに、県南広域振興局という市町村に一番近いところでやってみたいということを考えておりま

して、全県的な普及については、また広域振興局の今後のあり方も見ながら考えていきたいと、現時点ではそう思っておりますが、いろいろ委員の皆さんにも御意見をちょうだいいただければと思っております。

○達増座長 今のモデル的に試行のやり方というのでしょうか、その辺の絡みで何か意見はありますか。

平木委員。

○平木委員 そもそも二重行政の解消に向けた協議、調整の場を、なぜ21年度からモデル的に試行するのですか。それが理解できないのですが。この会議で2年間きちっと議論して、また県庁内部でよく詰めていただいて、一斉にやるべきことなのではないでしょうか。だから、モデル的にどこかのブロックとかではなくて、全市町村と県庁の協議の場で、それを例えば個々分野別に進めるといえることはあるかと思えますけれども、モデル的に特定のブロックと特定の市町村を取り上げてスタートするのでしょうか、それが理解できません。そんなに時間をかけずに全面的に早々にスタートすべきだという意見を持っております。

○達増座長 それについてまずお答えをいただきますでしょうか。

○千田地域振興部副部長 今回県と市町村との協議、調整の場が必要だということを出すためにそれぞれの検討部会でいろいろ7月からやってまいりましたが、やってみてアプローチに限界といいますか、突っ込みが少し浅いところがあるなという感じがございまして、市町村に一番近いところでもう少し突っ込んでやってみるようなことのほうがクリアにわかると考えたものでございます。

○達増座長 稲葉委員。

○稲葉委員 現場に一步も二歩も近づいてこういう協議会を持っていただけることはとてもよいことだと思います。私は、ちょっと県南広域振興局等に2団体程度ということで、最初は確かに私もひっかかりがございましたけれども、ただ絞ってやりながらも全県に公開して徹底して情報公開するのであればいいと思います。2団体だけだと県南振興局でも残された方々、その経緯がわからないということもあるでしょうし、我々も他の振興局管内も余計わからない。ですから、全部オープンにさせていただいて、ほかからもオブザーバー的にも参加してもらい、意見も出させてもらうということを、やっていただけないか。

もう一つは、振興局と2団体、市プラス町ということだけだと官と官ですから、受益者

である住民、県民の姿が見えないですね。ですから、ここにおいでの方お二人いますけれども、そういう方々にも、モデルケースでやるにしろ入ってもらったほうがいい。直接の受益者が入って、やっぱりいい、悪いなどわかる部分だけでもコメントしてもらおうとか、もちろんさっき言った情報公開もそうですけれども、公開してわいわい、がやがや、にぎやかにやるべきだと思います。それだったら、まず皆でやるのと同じ効果もあるのかなと、ちょっと妥協的ですけども、そういう感じは持っております。

それから、なぜ情報公開しなければならないかというのは、二重行政の解消だけではなくて、右側に重要なことが書かれていますよね。要するに、業務の見直しというのは、コア業務と言われてはいますが、中核業務は国は何なのか、県は何なのか、市町村は何なのか、要するに棚卸しも含めてです。これをしっかりやらなければならない。給料にも絡んでくる、仕事評価というのをやらない限り給料体系も決まらないのではないかと、どうでもいいような仕事をたくさん抱えていて、公務員だからというような給料体系もおかしいのではないかと。そういう仕事を抱えていて幾ら検証したっておかしいのではないかと、人材育成して直していかなければならない。そういうようなことにも絡んでくるような大事な話ですので、本気でこれに取り組むつもりであれば、それこそ公開してやられたほうがいいのではないかと。そうでなければ、やっぱりすごく大事なことであり、今各市町村も問われていることです。中核業務というのは何なのか、本当に取捨選択すべきかどうかという話になっているので、その臨場感も得られますし、参加もさせてもらえるということであれば、情報公開して、ほかの方々、また民間の方々、一般県民の方々もまず場外から参加できるような形でやっていただければ、まず我々も参加させてもらえるのかなという期待感もございます。

以上でございます。

○達増座長 では、公開性とか、あとは住民の参加についてはどうでしょうか。

○千田地域振興部副部長 資料の3の真ん中あたりに分野別部会というのが書いていますが、その構成例として、例えば県、市町村のほかに民間の方々、住民の方とか有識者の方とか、こういう方にも参画をいただいてやろうと考えておりますので、大体委員のおっしゃった方向で考えております。また、運営の方法についてもできるだけ皆さんにわかっているように、また検討の成果なりも情報還元をしながら取り組んでいくという方向で考えていきたいと思っております。



○達増座長 小原委員。

○小原委員 21年度はモデル的に試行ということになっているわけですが、モデル的に試行した結果、県の一つの方向というか、方針を定めて県下の全市町村にそれを当てはめるということになるのでしょうか、そこがちょっと気になるところなのですが。

○達増座長 そこは核心的なところで、単独、幾つかのところが先にやるというときに、例えばそこがうちは地デジについてはケーブルテレビ網で完全に市でできるから、県は地デジ対策は全然やらなくていいとなって、では、地デジ対策は市町村限りでやることにし、県はやらないことにしようと、そこで決めたことが全县を拘束するのかということですよ。

はい。

○千田地域振興部副部長 広域振興局をフィールドにやっていきますが、最終的な市町村なり、県の仕事の分担の仕方については35のすべての市町村と協議を行う方向で整理に当たっていきたいと思っています。

○小原委員 そうすると、モデルで試行してこうなりました、その結果を踏まえて35市町村それぞれに個別の協議の場を設けて今後のあり方を決めていくということなのですか。

○千田地域振興部副部長 やり方については、まだきちっと確定した形ではありませんが、町村会なり市長会なりを通じて、窓口を通じてやるような方向もあろうかと思いますが、いずれ実質的に調整は進めて整理をしていきたいと思っています。

○小原委員 最終的には1つのパターンなのですか、それとも市町村ごとに違ったやり方というのができてくるのか、一律に決めたら、これは市町村の業務であるということになると、それは全县下35市町村そうなるのか、それは個別に、その町は基本的なところは同じかもしれませんが、個別に今の地デジの話もありましたが、それについてはどうするというのは、市町村によって異なってもいいのか、その辺はどうお考えなのでしょう。

○千田地域振興部副部長 基本形としては、35市町村を同じような取り扱いでしていくのがいいとは思いますが、ただやってみないとわからないところがあると思います。例えば雪深いところとか、そうでないところとか、若干の地域性に応じた多少の緩やかな違いは出てくるかもしれないと思っています。

○小原委員 県南が終わると、今度は例えば沿岸とか、県北とかと順番にやっていくのか、モデルですから、終わると、今言われた市長会だとか町村会とかに相談して、やっぱり一つのパターンをつくって、できれば35市町村同じように扱うということで考えておられるのですか。くどくて済みません。

○千田地域振興部副部長 できるだけ35市町村同じように同じような整理でやっていけばいいと思っておりますが、ただやってみないとわからないところもありますので、まず県南広域でやってみるといいですか、着手し、走ってみる。走りながら、その次を考えていくというような面も若干あるかなと思っております。

○達増座長 確認しますけれども、やがては県と35市町村が個別に協議、調整の場を設けていった結果、県と市町村の役割分担がすべてに共通に一律に決まるとすれば熊坂委員がおっしゃるように市町村の代表と県とで一気に決めれば早いということなのでしょうが、35種類の異なった分担のパターン、市町村に応じて県の役割と市町村の役割がそれぞれ違うということであると、これは平木委員がおっしゃったようにすぐにでも始めたほうがいいということになると思います。

一方、そこのところはどういう進め方でやっていけばいいのを見極めるために、まず一つ一つとやってみるといふ趣旨であれば、最初は市と町と1つずつとやってみるといふことになるのでしょうか、その辺どうなっているのか。

はい。

○千田地域振興部副部長 今、座長に挙げていただいた整理の中の3番目を志向しております。それで、ちょっとやってみないとわからないところありますので、見極めながらやっていくことがいいのではないかなと思っております。といいますのは、権限移譲をひとつとってみましても、県と市町村との事務の仕分けというのが一律ということでもなく、ちょっとまばらな面もありますので、まずやってみてとっかかりをつけながら、見当をつけながら整理してみるという方向で考えています。

○小原委員 そのやり方そのものもモデルの中で検討してみるということですか。わかりました。

それとさっき話がありましたが、民間も入れるということですが、これはぜひやっていただきたいと思います。民間もどういう代表の方々を入れるかによって議論が変わってくると思うのですが、直接利害関係のある人と、それから一般的に見える人といいますか、そういう方々をぜひ入れていただきたいと思います。といいますのは、ステップ1、ステップ2でもあるのですが、行政事務を洗い直すときに「不要」という選択肢もあるので、あとは民間あるいは県、市町村と仕分けがありまして、これはNPOの業務仕分けなども参考にされると思うのですが、これから私どももどんどん職員を減らしてスリム化を図っていかなければなりませんし、新たな需要といいますか、仕事がどんどん生まれて

くるわけですから、そのどちらもやめるという選択、不要の選択も、民間が入っている中で出していくべきだと思うのです。どこかの市町村の例を見ましても、例えば男女共同参画啓発事業というのは、もうそれは不要だとなっているのですが、男女共同参画は大事なことですけれども、それは様々な事業の中でその精神をどう織り込んでいくか、それを評価するのは大事だと思うのですが、そのための新たな事業を独立させて人もお金もつけてやっていく必要はないと、そういうものもかなりあるのではないかと。そういうことで、不要なものもある程度役割を終えたものについてはもうやめる。新しい行政需要にこたえていくという、その新陳代謝も必要だと思いますので、そのためにはどうしても民間の方々あるいは地域の方々の理解を得ておかなければいけないと思ひまして、この民間の住民代表あるいは民間有識者というところは、形式的ではなく、実態的に参加をしてもらって議論を進めていただければありがたいと思います。

○達増座長 どうぞ。

○北村委員 いま一つ理解が不確かなのですが、モデル的に試行というのは、この県南の部分で何かの決定権を持つというわけではなくて、どういうことができるかということを探りましょうという御趣旨のようですよね。とすれば、そういうモデルというのはたくさんあったほうがいいのに決まっているわけですね。1つのところですべてのものが検討できるとは到底思えないわけですから、4つなら4つすべてで走らせて、過不足あればそれをもっと議論してきちっとしたものにつくっていくというのがやっぱり合理的だし、これ聞いていると岩手県というのは余り急いでいないのかな、ゆっくりしているのかなと思ったりもいたします。

分権委員会の数字では、自治体の内部でいかに努力しているんなものをつくっていける力があるのかということを見ているわけですね、特に権限移譲。こういう取組は非常に先駆的なご対応なので、最後に岩手モデルというのが1つ出るにしても、そのプロセスにおいては県南で議論なされたこと、そうでないところで議論なされたこと、そのメリット、デメリットを踏まえて最高なものを最後にお作りになればよろしいので、事務局体制とか、いろいろ行政上の理由があるのかもしれませんが、あまり、ここがモデルというようなことでなくて、みんながモデルで、一緒になってよりよいモデルをつくるという発想のほうが時間的にも結果的にもコストが少なくなるのではないかと私には思えてならないものですから、いろいろご議論出ましたので、もう一度制度設計はご検討賜れば幸いです。

○達増座長 はい。

○高橋委員 前の議題のときに北村委員や熊坂委員あるいは藤尾委員から出されたことに関係があることですが、今議論の時間になったので、それに関して、もう少し議論させていただきたいと思うのですが、まず二重行政の中で、この行政は二重行政であるということが、先ほど熊坂委員からのご指摘があったように制度的、法律的に明確であるという件に関しましては、先ほどご指摘があったような対応が必要だと思うのですが、まず第一に。

次に、先ほど行政分野別に検討されていた中で、まず行政の側からすれば必ずしも二重行政ではないということでした。だけれども、二重行政だという批判はたくさんあるわけです。これは決して不思議なことではなくて、非常にあり得ることなのだろうと思います。というのは、つまり行政の側からすると政策というのは機能的に分離していて、それぞれの目的がありますから、それぞれの固有の目的どおりに機能的に分担して行われていけば、それは意味があったということになるわけですね。ただ、それを受け取る側からすれば、別にそれは機能で受け取っているわけではないので、住民というレベルであっても、地域というレベルであっても二重であるにとらえられるということは、自動的に起こることだと思うのです。ですから、そういう微妙な例の場合にどう対応していくかということ考えたときに、まず1つの仮説として、例えば配達された側とか、つまり配達された側というのは住民とか、あるいは市町村ということですが、あるいは先ほどから何回も出ている協議の場というところで、それを使う、使わないとか、組み合わせをどうするか、そういうことを判断できるようにしたらどうかとか、あるいは個々の事業ではなくて、事業のまとまりとしての領域に対する様々な事業についての取捨選択をそこで決められるようにしたらどうかということがまず1つ考えられるわけです。

そういった場合に幾つか問題があって、まず1つには、そういうやり方というのは、今の行政の考え方にちょっと反するところがあるだろうということ。なぜかというと行政責任の持ち方として、行政の主体と、責任は一致していなければいけないからです。例えば県の事業であれば最後まで県が責任を負わなければいけない。市町村の事業であれば完全に最後まで市町村が責任を持たなければいけないということになりますから、県がある事業をやって、それが配達の段階で、例えば採用されなかったとか、使われなかったとか、形が変えられたとかとなると、事業の主体側としては責任を持ち切れないという話になってしまうということがひとつ大きな問題になってくるのだろうと思います。

ですから、そういう意味で言うと今の話というのは、アイデアとしては出せてもなかなか実行は難しいとは思いますが、ただ先ほどから何回も出てきているような有意義な重複があるとか、あるいは連携や協働するということをもし認めるとすれば、やはり主体と責任を完全に一致させるということとはできないと思うのです。最後には事業を最初に打ち出した主体が最後はそれを自分で責任を持つということであれば、それはやっぱり協働にはならないと思いますので、そういうことになりますと今のような形で行政の責任のとり方というものをある程度受け手側とか、協議の側とかというものにもおろしてしまっ、行政責任のあり方自体も変えていくというふうにしないと協働というものに基づく行政はできないのではないだろうかと思うわけです。

それから、もう一つの問題として、今のような形でやると資源の有効利用につながらないのではないかという疑問がまず出てくるわけです。というのは、極端な話、県の側はいろんな事業をやる、それをどう使われようが勝手だという話にもしなってしまうと、いろいろ無駄な事業がたくさん生じてきても、それはだれも責任を持たないことになるということも出てくると思うのですが、それは先ほど言った協議の場のようなものが、例えば地域ごとに個別に設けられるものだとしても、全体的にそれが制度に対してフィードバックされるという形をとっていかなければいけない。すなわちある種の事業は余り使われなとか、ある種の事業はこういう組み合わせで使われる傾向があるということになれば、それは定期的にフィードバックして、それが制度そのものを変えていくという形をつくっていかないと、結局、県の側は県の側で必要だと思ったものを打ち出す。それと必要が乖離していくということになっていくと思うのです。

そういうことがありますので、ほかにもいろいろ論点があると思うのですが、結局、連携や協働という話をしていこうと思うと、今言ったように必然的に重複が生じてその重複が事業側としては全く問題がないのだけれども、結果的にいろんな問題が生じるとか、資源の非効率が生じるということを見ると、今私が申し上げたような形でフィードバックする仕組みというものを今回資料3で打ち出されたようなプロセスの中に含んでいかないと、結局完全に県や市は分けて、協働や連携をしないでやっていくか、あるいは現在のように重複を含みつつ機能分担でやっていくかという二者択一になってくるのではないかなという気がいたします。

以上です。

○達増座長 幾つか意見、質問が続きましたけれども、何か事務局のほうからあれば。

○千田地域振興部副部長 連携といったものを認めていくと、きちんとした整理がどうなのかということもありましたので、そういったご指摘も踏まえながら検討を進めていきたいと思っております。

○達増座長 相原委員。

○相原委員 おくれて参りまして大変申しわけないと思います。せっかく来ましたので、何かこれにかかわって発言させていただきます。

私自身は率直に言って県、市町村の二重行政は困ったものだなという実感は持っているわけではないのですけれども、こうしていろいろ話を聞いて、改めて考えますと、ここに特に書いてはないのですけれども、国、県、市町村という場合には明らかな違いがもともとあって、何が違うかということ、1つは専門性ということですね。専門家が国よりも県は少なく、県よりも市町村は少ないのです。それから、当然ながら財政力のけたが違います。奥州市でも岩手県の10分の1、国とは1,000分の1の規模ですので、大きな公共工事をどんとやるということは、県のほうがよりできますし、国のほうがよりできるということです。

それから、あともう一つ、ややデリケートなのですけれども、国でやる分は河川の管理でも何でも、いわばお役人の世界でほとんど完結すると。県の場合も知事さんが統括しているのですけれども、どちらかといえば組織が非常に大きいので、やや職員主導で進むという傾向があると思う。市町村の場合は、細かいことからすべて首長が判断を求められるという傾向があるので、そういった前提を踏まえて、二重行政と一応言えますけれども、昔習った行政法とか何かで用語的に考えると、二重行政の中にも形式的二重行政と実質的な二重行政があると思うのです。形式的というのは、例えば農政の分野一つとっても、県では農業改良普及所というのがあって改良普及員がいて、そういう人材はどう頑張ったって市町村にはとても採用する余裕はないので、同じ地域で農政でも野菜でも畜産でも指導しているのですけれども、市町村職員と県の農業改良普及の技術者と協力してやっているわけですね。これを県が引き揚げますよといったら、もう大変なことになる。とてもそんな専門職を雇う余力もないですね。ですから、これは二重になっているように見えるけれども、お互いの特質を生かして補完し合って相乗効果でうまくやっているのです。それに農政の場合は農協の職員も入りますけれどもね。

それから、道路にしても河川にしても一番大きいのは国がやるし、次は中くらいは県がやって、身近なものは市町村がやっています。もしこれを全部市町村でやりなさいといっ

たら大変なことです、技術者はいない、お金はないということですのでね。

ですから、時間をかけて解決しなければいけないこともありますので、ここでは本当に今の時代、特に市町村の力が合併等によって大きく変貌してきていますので、昔の市町村と違って、今の市町村はかなり力があるから、本来県でなければできなかったものをこれからは大いにやってほしいと、今はそういうトレンドで動いていますので、それはそれで結構だと思いますが、そういうことを踏まえて、本当にダブっているのですかというところをモデル的に今度おやりになると、それは結構だと思うので、チェックをしていただきたいと思います。

しかし、そういう中でも、この資料の9ページに民生委員のことなんかさらっと書いてあって、民生委員の推薦会は県でも市町村でもやるのは無駄だから、今度は市町村だけでやりましょうと簡単に書いていますが、なぜもともと県レベルでやるようになっていたかの検証が必要だと思うのです。それが資料になっている。

例えばこの9ページを見ても、今申し上げたように、制度がなぜこうなっていたかの検証をまずやって、その上で時代が変わったので必要なくなったと、こうまとめてもらうとより説得力があるのかなと思います。

以上です。

○達増座長 ほかに質問、意見。

どうぞ。

○小野委員 2つほど。政策調整会議のイメージ図を見てということと、二重行政というものに対する見解が、部会とか県の中とか、職員の中とかでばらばらだというイメージを受けますし、このフローチャートの中でも二重行政の解消、未然防止という、そういう単純な言い回しになっているのだけれども、では二重行政全部についてそれらを検討していくのか、どうなのかということがはっきりしていないのではないかと思います。

先ほどの部会の話で、特に問題がないというところもありました。それを理解するには二重行政というものの頭の中に「非効率な」というのがつくるとより理解できると思います。要するに、非効率な二重行政の解消と未然防止をこれから図っていくのだという、ある程度何をやるべきかを絞ってここに明言しないと、見た人は本当に二重行政が全部悪いのだとか、二重行政をみんな解消しなければいけないのだとかということのとらえ方になってしまうのではないかなということです。そこは一応検討いただいて、もし絞れるものであれば非効率的な二重行政について、とりあえず検討していくという明確な方向性を出

されたほうがいいのではないかなと思います。

あとは、政策調整会議の中で、二重行政の解消、未然防止、4番が権限移譲の推進があるので、話題が権限移譲の押し引きになることを少し危惧するのと、それに伴って前々から皆さんからも出ておりましたけれども、やっぱり財源移譲の問題が必ず出てくるので、そういうこともこの会議の中で話ができることなのかどうかというのを少し疑問に感じます。

そういうことを考えると、先ほど北村先生がおっしゃられたように、地域で話し合う場においてどういうことができるのかを市町村、県、それからNPOがいろいろお互い意見を出して探る場であって、それがすぐには、例えばステップ3みたいに次の事業に反映されるということではなくて、ある程度全体の分権推進会議とかで主要なところをピックアップしながら広めていくという流れを持った方がいいのではないかと思いましたが、御意見としてお話しいたしました。

○達増座長 ほかに質問、意見。

熊坂委員。

○熊坂委員 それでは、もう一度お聞きしますけれども、広域振興局市町村政策調整会議、北村先生の御意見、平木委員の御意見、それから小原市長さんからもありましたけれども、これは見直すのでしょうか、このままでいくのですか。

○達増座長 では、質問の中でいろいろ問題点が指摘されていたかと思うので、そういったことへの回答も含めてこの協議、調整の場のやり方について答弁をお願いします。

○千田地域振興部副部長 いろいろな意見いただいておりますので、その意見を整理しながら少し内部で検討させていただきたいと思います。また、それを皆様に還元しながら練り上げていくということでやってみたいと思っております。

○達増座長 まとめのやりとりのようなことが今行われましたが、そろそろ休憩をとる時間が設定されていまして、ここで10分間の休憩をとりたいと思います。4時35分から続きをしたいと思います。

( 休 憩 )

○達増座長 休憩前に引き続き、二重行政の解決方策と市町村と県の協議・調整の場の設定についてであります。まず今日出た意見をもとに、また内部で調整しながら進めていくという答弁がありましたけれども、まとめのやりとりのような形だったと思いますが、ほ



かに何か質問、意見あれば伺いたいと思います。なければ協議事項を終えて、次の報告事項に入りますが、本日の協議事項の二重行政の解決方法と、あと協議・調整の場の設定についてまだ言い足りないこととかあれば伺いたいと思いますが。

○北村委員 確認をひとつお願いいたします。

○達増座長 北村委員、どうぞ。

○北村委員 共同設置は非常に画期的なことだと私も思っているところでございます。こういうものは事務局があるわけでございますけれども、想定されているのは県でサポートするのか、共同設置ということですから、何らかの形で市町村あるいは場合によってはNPOとか、いわゆるサポート体制について具体的なイメージをお持ちでございましたら御披露くださればと思うのですが。

○達増座長 それについて答えをお願いします。

○千田地域振興部副部長 クリアではありませんが、今事業を組んでいく際に予算的なこともイメージがありますので、県が中心になるような前提で現時点では考えております。

○達増座長 どうぞ。

○佐々木委員 まず、2つほど参考までにと申しまして申し上げますが、市町村と県の協議・調整の場をモデル的に試行という部分です。介護保険の改定のたびにモデル事業、モデル事業ということで、国の指導で市町村に来て、市町村から現場におりてくるわけですね。モデル事業を何回やっても改定された結果は、反映されている部分もありますが、全然反映されていない部分もあって、あの忙しさは何だろうという経験があります。それで、モデル事業とか、モデル的にということについてはちょっと懐疑的な部分がございます。人材や、財源を使ってモデル的に試行されるのであれば、先ほどからの御意見ももとにして、費やされたものが無駄にならないようなやり方を考えていただきたいというのが1点です。

それから、分野別部会構成例の民間の部分についてです。各検討部会の報告にもございましたけれども、地域には人材が不足というのは語弊があるかもしれないのですが、実際活動できる人が少ないと感じています。民間から意見を述べるためにお願いされる人あるいは地域づくりで活動する人というのは大体決まっているところがありまして、1人の人に集中する、あるいは1つの団体に集中する傾向がなきにしもあらずです。民間からこの協議・調整の場の構成委員を選ぶ場合にも、いろいろな活動や委員を兼務している人に集中するような現状を把握していただき、より広く人材を活用できる方法で選んでいただき

たいと思います。

○達増座長 ほかに意見、質問ありますか。

平木委員、どうぞ。

○平木委員 ちょっとずれるかもしれませんが、今日、熊坂委員さんが論点としてお示しになった中にある、新たな二重行政が生じないようにきちっと協議していきましようということなのですが、ここに示しておられるように、また今回の資料でも何力所か、先ほど藤尾委員さんが御指摘になった環境教育のところもそうですけれども、国が基本方針をつくって、それに沿って都道府県基本計画を作りなさいと、市町村は県の基本計画に基づいて義務ではないけれども、つくりなさいといったたぐいのものが非常に多いですね。

例えば岩手県にとって良い例で申し上げますと、食育推進基本法ができたときのことで、岩手県はとっくに食育のことに取り組んでおられて、国がつくりなさいと言う直前でしたか、県の基本計画をさっとお出しになった。北海道に次いで2番目だったと思うのですが。しかし、常にこういうのが出てきます。霞が関ではすぐそういうことを考えて、国の方針に合わせて基本計画をつくらせる仕組みを出してくるわけです。食育みたいに、岩手県では国に言われなくたってやっているよということはすばらしいことなのですが、新たに国がこういうことを言ってきたときに、国が言っているのだから従ってやりましょうと、国に従ってこうやるから、市町村もやってくださいという、何か昔の上下の関係のような仕組みがいまだにまかり通っていますので、国のやり方をただ批判なしに受けとめるのはやめていただきたい。県は県で主体的に考えて、それから国が言ってもやらないよと言ったっていいわけですし、県と市町村できちっと協議して、やるべきことはやろうと、これはもううちは進んでいるからやらないという、いろんなことがあっていいと思うのです。ともかく、国が方針をつくって、県に計画をつくりなさいということを受けないでいただきたいと、ちょっと余計なことですが、今日の資料と熊坂委員さんのご指摘を受けて感じていたことなので、一言申し上げます。

○達増座長 ほかに質問、意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○達増座長 では、事務局のほうからまとめ的に一言お願いします。

○千田地域振興部副部長 二重行政について必ずしも悪いものばかりでないかもしれないというお話も今ありましたので、見直すべき二重行政というのをクリアに絞りながら取り組んでいきたいと思っておりますし、また会議の実施に当たりましては、その方法につい

てもう少し整理しながら、メール等で委員の皆様とやりとりさせていただきながら取り組んでいきたいと思っております。

○達増座長 それでは、次の議事、報告に移ります。

まず、国の地方分権改革の動向について事務局から報告をお願いします。

○中村総合政策部副部長

それでは、資料の参考1を御覧いただきたいと思います。

まず、全体のスケジュールの関係をご説明させていただきますので、参考1の裏面を先に御覧いただきたいと思います。こちらの上のほうに第2期分権改革の全体スケジュールが載っています。昨年の4月に国で地方分権改革推進委員会が発足をいたしまして、以後検討を進めておりました。本年5月には第1次勧告が出されまして、8月に中間報告ということで国の出先機関の見直しについて中間報告が出されております。それから、年内には第2次勧告が出される見込みです。

それから、来年春には第3次勧告ということで、こちらは税財政改革等がその内容になる予定です。それらを受けまして、21年度になりますけれども、関連の法令を改正する新分権推進一括法を国会に出すという予定で現在進んでおるといことです。

その中で、この下のほうですが、本年度のスケジュールですが、左側の主な事項で、上のほうの3つですけれども、法制的な仕組みの見直し、それから個別の行政分野、事務事業の抜本の見直し、それから国の出先機関の見直しにつきましては2次勧告で盛り込んで取りまとめをする。それから、一番下の税財政改革については3次勧告のほうに盛り込まれるという予定です。

それで、前にお戻りをいただきまして、8月に出されました国の出先機関の中間報告の概要ですが、5月に出されました第1次勧告で示した国の出先機関の事務権限の仕分けの考え方を一つは具体化をしたところと、国の出先機関の組織の見直しの方向を明示したというのがこの中間報告の位置づけになっています。

それで、事務権限の仕分けにつきましては、左側ですが、ここの(1)に書いておりますから の考え方でその具体化を示しているということです。こういった考え方に基きまして、委員会で各府省とヒアリングを行ったということです。そういった考え方に基きまして、それぞれの国の出先機関の見直しについて、また現在、個別にそれぞれ省庁ヒアリングが鋭意行われているという状況になっております。

それで、右のほうですが、組織の見直しの方向ということで、(1)の基本的考え方と

ということで、ここで3つに整理をしています。それぞれの事務権限につきましてこういった3つの形で整理をし、それに基づいて組織のあり方を見直しをしていくという考え方が打ち出されています。ということで、現在、鋭意ヒアリングが行われているということで、関連の業務等については各都道府県にも照会が来ているという状況です。

それから、この国の出先機関の見直しに関連いたしまして、例えば国土交通省関係ですと道路とか河川の一部が都道府県に移管といった考え方が打ち出されておりますが、地方側からは、仮にそういった事務が移譲された場合には、必要な財源でありますとか、人員の移譲といったものにつきましてセットで検討してほしいといったようなことは国に申し入れをしているという状況です。

現時点の国の状況は、以上です。

○達増座長 次に、分権推進ワーキンググループの検討状況について、各ワーキンググループから報告をお願いします。

まず、Aワーキンググループからお願いします。

○坊良共同処理WGリーダー それでは、私から説明させていただきます。私は、保健福祉企画室の坊良と申します。よろしくお願いたします。

これからワーキング関係の説明をいたしますけれども、資料のほうは参考資料の参考2と表記させていただきます。そちらの資料を御覧いただきたいと思います。資料名は、分権推進ワーキンググループの検討状況（平成20年10月現在）というものでございます。こちらの2番、各ワーキンググループの検討状況について、私からAの共同処理ワーキンググループにつきまして、これまでの作業状況につきまして御説明させていただきます。

私どもの検討すべき内容をまず確認させていただきますと、主なものとして2点ございます。市町村同士での一部事務組合や広域連合などによる、いわゆる共同処理することが効率的な事務としてどのようなものがあるのかということ、もう一つは県と市町村が連携して共同処理することが効率的な事務としてどのようなものがあるのか。これが中心となる作業項目でございます。

実際の作業の状況でございますけれども、当初ワーキングメンバーでのこれら共同処理に関する認識について意見交換しましたところ、既に一部事務組合でありますとか、機関の共同設置、そういった必要な取組みは既に行われているのではないのかといった意見があったところでございます。このことについて、実際に確認する意味で本県の状況を調査いたしましたところ、確かに地方自治法に基づくさまざまな形態による共同処理が行われ

ているということがわかっております。例えば、ごみ処理業務でございますとか、消防救急業務、これは一部組合方式によって行われております。また、介護保険業務、これは広域連合、さらには介護保険制度に係る認定審査会においては、専門の知識が必要な場合がございますけれども、そのような場合には機関の共同設置といったような形で自治法に基づく共同処理の取り組みが行われているということが分かったところであります。

次に、新たな共同処理の可能性のある事務を抽出するために追加調査といたしまして、全国の状況を確認し、本県の状況と比較を行うとともに、県内で行われている自治法に基づかない『任意の形式』で行われている事例についても個別に調査して参りました。。

このような作業を通じてわかったことにつきまして、2点ほど説明させていただきます。まず1点目でございます。全国の状況と本県の比較した結果からでございますけれども、全国的に行われている事務の共同処理で本県ではまだ行われていないものがございました。具体的には教育関係の業務についてでございます。全国的には一部事務組合を設置いたしまして、小学校でありますとか中学校を設置している事例がございます。また、機関の共同設置という形で教育委員会を関係自治体でもって共同設置をしているという事例がございます。そういった観点で、全国的な場合と本県と比較した場合に、そういったことがまず1つは分かってございます。

2点目でございます。自治法に基づかない、いわゆる任意の形態で行われている共同処理の事例からわかったことでございますけれども、業務の内容によっては、例えば一部事務組合などによる自治法に基づく共同処理よりもメリットが大きい場合があるということがわかっております。例えば県と市町村で任意に設置している組織がございます。「岩手県地方税特別滞納整理機構」という組織でございます。これは個人住民税の滞納整理を県職員と市町村職員が共同して処理をしていくというものでございます。一部事務組合という形で処理した場合と比較いたしますと業務にかかるコストの面でございますとか、組織運営の面で任意の組織のほうがメリットがある場合もあるということがわかってきております。

今後は最終報告に向けまして、これら調査を踏まえて共同処理になじむ業務でありますとか、共同処理の方法について体系的に整理を行ってまいりたいと考えてございます。

以上で共同処理ワーキンググループの中間報告ということでさせていただきます。ありがとうございました。

○達増座長 では、専門職員ワーキンググループ。

○千葉専門職員WGリーダー 教育企画室の千葉と申します。よろしく申し上げます。

資料ですが、3ページ目に概要の資料をつけてございます。専門職員ワーキンググループ中間報告と書いた資料をお開きいただきたいと思います。先ほど相原委員からもご発言のありました専門職員の人材育成と確保ということで報告したいと思います。

初めに、分権改革を取り巻く環境等についてであります。地域の实情に応じた住民本位の行政サービスを提供していくためには、地方自治体はさまざまな環境変化に対応し得る職員の育成確保を急ぐ必要があり、集中改革プランに基づく定数削減や新規採用の抑制といった厳しい状況の中で、人事環境の制約を克服する積極的な対応が求められております。今後、市町村に対する権限移譲がさらに加速するものと見込まれますが、特にも専門性の高い権限の移譲に伴う専門職員の育成確保が喫緊の課題であると認識しております。

こうした観点から、私どものワーキンググループといたしましては、保健師、栄養士、化学職など多くの専門職員を抱える保健所の業務を検討分野としまして、県職員の派遣先である宮古市と遠野市を事例としながらその現状と課題、そして見直しの方向性を検討してきたところであります。

まず、県から宮古市や遠野市に派遣された県派遣職員の従事状況であります。御覧のようになっております。

次に、県から派遣された職員の配置、活用に係る課題、真ん中辺でございますけれども、まず県からの視点で申し上げますと、1つ、市町村への権限移譲に当たり、事務の定着に向けた具体的な方策の検討が不十分だったのではないかと。2つ、市町村の希望する職種に配慮して職員を派遣していることから、移譲事務に必要なものが専門職種なのか、あるいは専門知識なのか十分に検証されていないのではないかと。3つ、ポイント式一括移譲制度を創設した際、県が職員の派遣というインセンティブを重点的にアピールしたため、とすれば職員の派遣自体が目的化してしまい、結果として市町村における事務の定着を図るという本来の目的が薄まってしまったのではないかと。といった課題が挙げられております。

また、市町村からの視点で主だったものを申し上げますと、1つ、ポイント式の導入は権限移譲推進のインセンティブにはなったものの、権限が移譲されることよりも職員が派遣されることに魅力を感じて実施に踏み切ったケースも多く、事務が定着しない、あるいは業務量と派遣職員数がアンバランスといった問題が生じたのではないかと。2つ、権限移譲のパッケージ設定や職員の派遣など権限を移譲する県に主導権があるため、市町村が計画的、段階的に権限移譲を行おうとしてもそれに対応できる仕組みとなっていないのでは

ないか。3つ、極端に処理件数の少ない移譲事務の場合、市町村にノウハウが蓄積されず、事務が定着しないのではないか。4つ、ポイント式による派遣が終了して、県からの職員派遣が行われなくなった場合、市町村において専門職員を確保するのは困難ではないかといった課題が指摘されております。

こうした課題認識のもと、見直しの方向性として5つの提案をさせていただきたいと思っております。1つ目は、計画的な移譲事務の定着と検証というものでございます。これは移譲事務を検討するに当たり、事務の定着に必要な研修や専門職員の育成方法などをメニュー化するとともに、事務の定着に向けた具体のプランを作成し、検証する仕組みを構築すべきではないかというものでございます。

2つ目は、専門職員の活用、育成等のあり方というものでございます。具体的に申し上げますと、1つ、今後県職員の派遣については原則として事務の業務量や性質に応じた派遣を行うとともに事務の定着とそれを担う人材の育成確保に重点を置くこととし、権限移譲の質的なレベルアップを図るべきではないか。2つ、環境保全や公害防止など事務の定着が特に困難な専門的分野については、県と市町村との人事交流制度の活用により権限移譲を実施する前に市町村から県に職員を派遣し、あらかじめ業務を経験してもらうことを検討すべきではないか。3つ、市町村に県と同じ職種の専門職員がいない場合には、市町村における理工系学部出身者の発掘あるいは専門職員の多分野における資格の取得などを推進すべきではないか。4つ、県は移譲事務を担当する上で必要な研修を再整理し、市町村職員の人材育成にも資するような研修体系を構築するとともに、業務の情報や県OBにかかる人材バンクなど、よりの確な情報提供、情報共有のあり方について検討すべきではないか。5つ、極端に処理件数の少ない移譲事務については権限移譲後も県にノウハウが蓄積できるよう、市町村と県との情報共有の場の設定や処理ケースのデータベース化などを検討すべきではないかというものでございます。

3つ目ですが、ポイント式一括移譲制度の見直しというものでございます。1つは、市町村に対する権限移譲がある程度進展し、現在のポイント式は一定の役割を終えたと考えられることから、先ほども申し上げましたように、今後は、原則として業務量を基礎とする県職員の派遣制度に転換すべきではないか。2つ、ポイント式による2年間の県職員派遣の終了後、なお職員の派遣が必要な場合の派遣期間の延長あるいは派遣終了後の人事交流の実施など、事務の定着や人事区育成の観点から市町村に対するフォローのあり方を検討すべきではないかということでございます。

4つ目ですが、広域連合への県職員の派遣というものでございます。例えば一般廃棄物処理担当の専門職員が有する知識、経験を活用し、新たに産業廃棄物処理関係の移譲事務を担当させるなど、単独の市町村では配置が困難な職種については、県から広域連合への職員派遣の検討とあわせて、広域連合単位で人材を確保することを検討すべきではないかということであります。

5つ目に、その他として、1つは万が一の場合をも想定し、今後県に移譲事務を返上できる具体的な仕組みを検討すべきではないか。2つ、専門的なノウハウのデータベース化あるいは市町村職員に対する研修など、県の対応は部局単位とせず、窓口を一本化すべきではないか。3つ、市町村は専門職員の継続的かつ計画的な確保とともに事務の定着のための受け入れ態勢を整備すべきではないかということであり、今申し上げました5つの方向で見直しを図る必要があるのではないかと考えております。

最後になりますけれども、地方分権改革推進委員会の勧告で、基礎自治体への権限移譲を行うべき事務が示されましたけれども、今後の分権改革の成否は、今申し上げた専門職員の人材育成確保が一つのかぎを握っているのではないかと考えております。

以上で報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○達増座長 政策法務ワーキンググループ。

○鈴木政策法務WGリーダー 総務室の鈴木でございます。それでは、私からは政策法務ワーキンググループの検討状況を報告いたします。

資料は参考2の裏側の上段になります、そちらを御覧ください。政策法務ワーキンググループでは、自治体における政策法務能力の向上を検討テーマとしてございます。6月からこれまで5回ほどワーキンググループを開催しまして、資料に掲げてございます3つの論点について検討してまいりました。

検討状況でございますが、1つ目の論点の自治体の政策法務能力向上の仕組みについては、まず自治立法権を活用するための環境づくりとして政策法務に関する成功事例や失敗事例を収集して県から情報提供することや、市町村が連携して法制執務に関する情報交換や研修を行うことが政策法務能力の向上につながることで、また地域の施策の合致した条例を制定するための仕組みづくりとして、組織的な対応が必要になる場合もありますが、政策法務担当部署の新設など、あとは現在の法規審査体制の強化が有効であること、それから施策、実務の内容をより承知している現場の職員が政策立案に十分にかかわったり、住民が行政運営に一層参加できるような仕組みづくりの必要性が挙げられました。



また、課題としては、市町村においては条例審査を体感する機会があまりないことから、条例審査を体感できるような取り組みを考える必要があるという意見がございました。

次に、2つ目の論点でございますが、分権型社会における自治基本条例の意義等について検討しました。自治基本条例の制定のプロセスとしては、自治、まちづくりという観点からは住民が参加議論することが大切であること、また基本条例という趣旨から自治体が目指す姿、市民参加のデザインを明確にすることも大切であるという議論になりました。それから、自治基本条例の意義としましては、自治体の行為規範、住民と行政の関係の実態的規定、行政、住民、議会の相互確認などさまざまな意義が挙げられました。

課題としましては、宣言型、理念型の条例の場合は本当に条例形式が必要であるのかという議論がございましたし、自治基本条例については、なかなか立法事実の把握が難しいという意見が出ました。自治基本条例の必要性を行政と住民双方で認識するのはかなりの時間もかかって容易でないという意見も出ました。

最後の論点になりますが、法環境を最大限生かして政策推進する市町村の支援方法ということで検討しました。

まず初めに、政策法務能力向上の具体的な支援方策等について検討したのですけれども、その場では体系的、継続的な研修体制、これは政策法務だけでなく全体のレベルアップの研修体制が必要だという意見が出ましたし、あわせて法務担当職員の定期的な勉強会が必要であるという意見がございました。あとは法務担当職員の市町村と県の人事交流も非常に有効であるという意見がございました。

そのほかに高知県土地基本条例を参考とした市町村支援についても検討をしてございます。なかなか難しい論点、議論が深まらなかった部分もありますが、市町村の施策を尊重するということでは、土地利用などの市町村間の競合が生じない分野のものを県として支援することは可能なのではないかという意見がございました。そのほかに、市町村としては水質保全などの広域的な取組が必要なものの支援、あとは税の滞納処理などの専門性が必要で、単独の市町村では取組が十分にできないものについて県の支援を期待しているだろうなという意見がございました。

その一方で、高知県土地基本条例のような機能を具体的に求められている分野がなかなか想定されず、それに加えていろいろな分野で法レベルの規制もございますので、それらを考慮して取り組みをしていく必要があるなという課題も確認したところでございます。これらの検討状況を踏まえまして、政策法務ワーキンググループでは、右にありますとおり

報告案の構成イメージで取りまとめを現在進めているところでございます。

以上が政策法務ワーキンググループの検討状況でございます。

○達増座長 諸課題検討ワーキンググループ。

○松本諸課題検討WG報告者 資源循環推進課の松本と申します。私からは、地方分権を推進する上での諸課題についてのワーキンググループの検討結果をご報告いたします。

私どもこちらの資料にございますとおり、5つの論点に沿って検討を重ねてまいりました。3回ほど検討を重ねてきましたけれども、論点の間口が広いために、今のところフリートキングを中心に論点の抽出をさらに深めていっている状況でございます。

まず最初に、1番目の国と自治体の協議の場について、それから2番目の自治体の要望、提言に対する国の回答義務の制度化についてでございますが、こちらについては全国的な課題でございまして、本県のみで解決することは当然できないということが検討の前提にあります。

したがって、地方六団体で提唱いたしております（仮称）地方行財政会議につきまして、佐賀県が行った整理をベースに検証を進めるとともに、必要に応じてワーキンググループの意見を入れていく方向で検討を進めてまいっております。

主な意見といたしましては、そもそもこの仕組みの協議の場自体が個別の自治体と国とで協議するべきものなのか、あるいは地方六団体としてまとめて国と協議をするべきものなのか、そこから考えなければいけないのではないかと、あるいは仮に地方六団体と国が協議をするという場合であっても、今度は逆に地方側がまとまらないと国と協議ができないので、非常に迂遠な手法になってしまうのではないかとというような意見も出てまいりまして、なかなか最初のとっかかりの仕組みのところ調整がつかないという状況でございます。

次に、3番目に参りまして、国の外郭団体での分権推進の支障事例と解決策ということで、これにつきましては三位一体改革によります補助金の流れが変わったということを受けて、外郭団体を通じた補助金の交付がふえているのではないかと推定されます。さらに、全国知事会で国土交通省、文部科学省等の分野に絞りまして、関与の調査をされると伺っておりますので、その結果を受けて検討対象とする団体を絞り込んだ上で検討進めていこうと考えているところでございます。絞り込みが難しい場合は、場合によっては検討ができない可能性もあるというところでございます。

次に、4番目、5番目、調査報告のルール、それから情報公開、共有化につきましては、こ

れは調査の簡素化、重複を避けるためにルール化はやっぱり基本的に必要だろうということで、県と市町村が求める情報をデータベース化する方向について具体的に検討していこうという方向でまとまっております。私どものワーキンググループには、北上市と、滝沢村の職員の方が参加されておりますので、両市村の事例を調査して、調査頻度や、重複調査の有無を把握していこうという方向でございます。

この中では、意見としては調査報告の件数が全体として増加しているという傾向があるようでございますけれども、これは地方分権一括法の施行に伴って関与が制限されたために、状況把握することが難しくなったので、余計調査ものがふえているのではないかという意見、あるいは電子化の進展によりまして、照会しやすい環境が調査ものをふやしている要因ではないかという意見が出ております。これらの意見を踏まえまして、検討を進めていく予定にしております、明日また会合を開きまして、報告書の作成に向けて分担を決める予定にしております。

以上でございます。

○達増座長 以上であります、ご質問、意見などございませんでしょうか。

稲葉委員。

○稲葉委員 諸課題検討ワーキンググループの調査報告のことですが、これは前から出ている話で、ですから、上から、市町村に対して求められる調査報告がコア業務なのかどうなのかということもひとつ検討していただければですね。市町村職員、正職員がやるべき仕事なのかどうかも含めて、ひとつ検討していただければありがたいと思います。部署によってはほとんど、5割以上その調査報告に追われているということで、我々は調査機関なのかと錯覚を起こすくらい業務がふえておりますので、そもそも代替えができないのかとかも含めて検討していただければありがたいなと思います。

○達増座長 そういう観点も含めてということで。

ほかに質問、意見。

熊坂委員。

○熊坂委員 私もこの場に臨むに当たりまして、宮古市役所内にワーキンググループつくりまして、こういった意見書も出させていただいているのですけれども、ただいまのワーキンググループの職員の皆さんの意見は非常に現場そのものの意見だなということで感心をいたしました。特に専門職員ワーキンググループというのはこれから分権を県と市町村との間で進めていくに当たって、一番キーポイントになると思っております。この専門職

員、特に宮古市はワーキンググループのメンバーにも糠盛さんに入っただいていますが、けれども、4人も派遣していただいて本当に感謝しています。本当にそれぞれ職場で頑張っただけです。県から学ぶことがたくさん宮古市としてもありました。そういった上での課題整理をしていただきまして、宮古市とすれば本当に今回派遣していただいてよかったなと思っています。これからの交流を進める上でもワーキンググループでの検証を期待したいと思います。あとほかの3つのワーキンググループも大変よく分かりました。これからも具体的な現場感覚に基づいた、こういったことをどんどん出していただければありがたいと思っています。

○達増座長 ほかに質問、意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○達増座長 ございませんでしたら、以上で報告事項を終わりますけれども、よろしいでしょうか。

議事(3)はその他ですけれども、その他何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○達増座長 なければ、事務局から事務連絡等お願いします。

○和山主幹 事務局から事務連絡でございます。次回の開催は、当初来年1月下旬を予定しておりましたけれども、事前にご連絡させていただいておりますとおり、来年2月4日、水曜日に変更をさせていただきたいと思っております。来年2月4日でございます。日程の調整をよろしく願いいたします。事務連絡は以上ですが、ご質問等はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

### 3 閉 会

○和山主幹 それでは、本日の会議はこれもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。